

学術集会での発表と論文投稿における研究倫理チェックリスト

日本脳卒中学会 倫理審査委員会

日本脳卒中学会では、2017年2月28日一部改正の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（新医学系指針）に則した学会運営を行うことが重要と考えております。

そこでこの度、研究者自身が新医学系指針に則しているかどうかをチェックできるような要点をまとめました。とくに、自分の研究がどのような個人情報の取り扱いをしているか、インフォームド・コンセントはどのように取得すべきか、適切に情報公開等がなされているか倫理審査委員会の審査が必要かといった観点でチェックすることが必要となります。

このチェックリストの運用につきましては、学術集会主催者や編集委員会等にゆだねられますが、2019年の学術集会より、新医学系指針に抵触するような問題がある場合には不採用となる可能性も想定されます。会員諸氏におかれましては、以上について十分ご理解をいただいで発表・投稿されるようお願いいたします。

学術集会および論文投稿における研究倫理自己チェックリスト

日本脳卒中学会 倫理審査委員会

1) 発表・論文の内容が、ヒト再生医療に関する臨床研究またはヒト遺伝子治療に関する研究に該当するか。

該当する→ 以下をすべて満たす必要がある。

倫理審査委員会、あるいはそれに準じた諮問委員会の審査に基づく施設長の許可

患者もしくは代諾者の承諾 厚生労働大臣の許可

該当しない→ 2)へ

2) 発表・論文の内容が、次のいずれかに該当するか：

症例報告（9例以下で非介入） 既に匿名化（個人を特定できない）されている患者診療情報や遺伝子・蛋白などの分子生物学的情報のみを利用した研究 培養細胞のみを用いた研究 論文や公開されているデータベース、ガイドラインのみを用いた研究 法令に基づく研究

該当する→ 倫理審査委員会の審査は不要

該当しない→ 3)へ

3) 発表・論文の内容が、次のいずれかに該当するか：

臨床研究目的で既承認薬または未承認薬を使用（適応外使用含む）

先進治療 研究目的のために通常以上の侵襲的な画像検査や組織採取を施行（治療の上乗せとして採取された組織を利用した研究、通常の診療時採血時に研究目的の少量の上乗せ採血した研究、自然排泄された唾液・糞・尿の採取を利用した研究、別の研究で侵襲的に採取された保存試料を利用した研究は「該当しない」へ。）

介入を伴う前向き試験. 子孫に受け継がれるヒト生殖細胞系列の遺伝子変異または多型性に関する研究

該当する→ 以下をすべて満たす必要がある。

倫理審査委員会の審査に基づく施設長の許可

患者もしくは代諾者の承諾

介入研究の場合は公開データベースへの登録

該当しない→ 4)へ

4) 研究に用いる試料・情報の種類：

人体から新たに採取される試料・情報を用いた研究→ インフォームド・コンセントを文

書で得るか以下をすべて満たす必要がある

倫理審査委員会の迅速審査に基づく施設長の許可

口頭でインフォームド・コンセントを得、その記録を保管

□人体から採取された既存の試料・情報を用いた研究→ インフォームド・コンセントを文書で得るか以下をすべて満たす必要がある

倫理審査委員会の迅速審査に基づく施設長の許可

口頭でインフォームド・コンセントを得、その記録を保管

ただし、これらの手続きが困難かつ、新医学系指針第5章、第12、1の(2)のアの(ア)-(ウ)いずれかに該当する場合は、「口頭でインフォームド・コンセントを得、その記録を保管」することなく自施設の既存の試料・情報を利用できる。

□上記いずれにも該当しない→ インフォームド・コンセントを文書または口頭で得るか以下をすべて満たす必要がある

倫理審査委員会の迅速審査に基づく施設長の許可

新医学系指針第12の3.通知／公開すべき事項に関する情報公開・オプトアウトを実施

(2017年12月18日理事会承認)